

# きょう せい しゃ かい      じつ げん 「共生社会」の実現のために

しょう がい  
障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、  
かけがえのないものです。

いのち おも      しょう がい      すこ      か  
ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わる  
ことはありません。

あ      まえ      か      ち      かん      あらた      しゃ かい ぜん たい      きょう ゆう  
このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有して  
いくことが何よりも大切です。

とり くみ      いっ ぽ      いっ ぽ      つ      かさ      しょう がい      ひと      ひと  
こうした取組の一步一步の積み重ねが、障害のある人もない人も、  
たが      ひと      ひと      みと      あ      とも      い      しゃ かい      きょう せい      しゃ かい  
互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）  
の實現へとつながっていきます。

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう      しょう がい      ひと      ごう り てき はい りょ      おこな  
この「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行う  
ことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

ほう りつ      すず      しょう がい      ひと      ひと      じっ さい      せつ      かか  
この法律を進めることで、障害のある人とない人が実際に接し、関わり  
あ      き      かい      ふ      おも      き      かい      つう      しょう がい      ひと  
合う機会が増えると思います。こうした機会を通じ、障害のある人と  
ひと      たが      り      かい      あ      きょう せい      しゃ かい      じつ げん  
ない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の實現にとって  
おお      い      み  
大きな意味をもちます。

つう      おお      かた      あたら      いっ ぽ      ふ  
このリーフレットを通じて、ひとりでも多くの方に、新しい一歩を踏み  
だ      ねが  
出していただくことを願っています。

